

改 正 後	改 正 前
第2 添加物 A～B [略] C 試薬・試液等 別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充填剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参照赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。 なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、1級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、J I S Q0034に適合しJ I S Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成4年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、J I S Q0034に適合し、同法第144条第1項に基づく証明書が添付されたものをいう。 試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。 [略] L-グルタミン酸測定用試液 L-グルタミン酸オキシダーゼ（<i>Streptomyces</i>属由来）、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び<u>N-エチル-N-（2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル）-3-メチルアニリンナトリウム塩</u>を含むL-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。 <u>L-グルタミン酸測定用前処理試液</u> アスコルビン酸オキシダーゼを含むL-グルタミン酸測定用前処理試液である。酵素活性試験	第2 添加物 A～B [略] C 試薬・試液等 別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充填剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参照赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。 なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、1級、pH標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、J I S Q0034に適合しJ I S Q0031に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（平成4年法律第51号）に規定する標準液又は標準ガスは、J I S Q0034に適合し、同法第144条第1項に基づく証明書が添付されたものをいう。 試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。 [略] L-グルタミン酸測定用試液 L-グルタミン酸オキシダーゼ（<i>Streptomyces</i>属由来）、パーオキシダーゼ、4-アミノアンチピリン及び<u>N-エチル-N-（2-ヒドロキシ-3-スルホプロピル）-3, 5-ジメチルアニリンナトリウム塩</u>を含むL-グルタミン酸測定用試液である。酵素活性試験法に適するものを用いる。 。[加える。]

法に適するものを用いる。

[略]

D 成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

[略]

グルタミナーゼ

Glutaminase

[略]

グルタミナーゼ活性試験法 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0 gを量り、水若しくは酢酸緩衝液（0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン（10）オクチルフェニルエーテル含有）を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

L（+）－グルタミン2.0 gを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液（1 mol/L）10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液1 mLを量り、37℃の水浴中で5分間加温し、あらかじめ37℃に加温した基質溶液1 mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37℃で10分間加温した後、過塩素酸（83→1000）1 mLを加えて振

[略]

D 成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

[略]

グルタミナーゼ

Glutaminase

[略]

グルタミナーゼ活性試験法 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、試料希釈倍率、緩衝液及び反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

本品1.0 gを量り、水若しくは酢酸緩衝液（0.01mol/L、pH6.0、ポリオキシエチレン（10）オクチルフェニルエーテル含有）を加えて溶解若しくは均一に分散して50mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍若しくは100倍に希釈したものを試料液とする。

L（+）－グルタミン2.0 gを量り、水70mLを加えて溶かし、pH6.0の酢酸緩衝液（1 mol/L）10mLを加え、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。用時調製する。

試料液1 mLを量り、37℃の水浴中で5分間加温し、あらかじめ37℃に加温した基質溶液1 mLを加えて、直ちに振り混ぜ、更に37℃で10分間加温した後、過塩素酸（83→1000）1 mLを加えて振

り混ぜ、直ちに氷水中で1分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60%のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液（3→100）1 mLを加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液1 mLを量り、過塩素酸（83→1000）1 mLを加えて振り混ぜ、37℃の水浴中で5分間加温した後、基質溶液1 mLを加えて振り混ぜ、氷水中で1分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液（3→100）1 mLを加えて振り混ぜ、比較液とする。L-グルタミン酸測定用前処理試液1.8 mLを分注した試験管に、検液及び比較液40 μ Lをそれぞれ加えて振り混ぜる。その後、L-グルタミン酸測定用試液1.8 mLを加えて振り混ぜ、常温で20分間放置した後、波長555 nmにおける吸光度を測定するとき、検液を加えて得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

[略]

フルクトシルトランスフェラーゼ

Fructosyl Transferase

[略]

フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

第1法 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1 mol/L）を加えて溶解若しくは分散して100 mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。

キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（

り混ぜ、直ちに氷水中で1分間以上冷却する。ただし、過塩素酸は質量分率60%のものを用いる。この液に水酸化ナトリウム溶液（3→100）1 mLを加えて振り混ぜ、検液とする。別に試料液1 mLを量り、過塩素酸（83→1000）1 mLを加えて振り混ぜ、37℃の水浴中で5分間加温した後、基質溶液1 mLを加えて振り混ぜ、氷水中で1分間以上冷却する。この液に水酸化ナトリウム溶液（3→100）1 mLを加えて振り混ぜ、比較液とする。L-グルタミン酸測定用試液3 mLを分注した試験管に、検液及び比較液0.2 mLをそれぞれ加えて振り混ぜ、常温で10分間放置した後、波長600 nmにおける吸光度を測定するとき、検液を加えて得られた液の吸光度は、比較液を加えて得られた液の吸光度より大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

[略]

フルクトシルトランスフェラーゼ

Fructosyl Transferase

[略]

フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法 次の方法により試験を行う。なお、記載された方法で確認試験を行うことができない場合、基質、試料希釈倍率、緩衝液又は反応温度については、科学的に正当な理由であると認められる場合に限り変更することができる。

第1法 本品1.0 gを量り、水若しくはpH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（0.1 mol/L）を加えて溶解若しくは分散して100 mLとしたもの又はこれを更に水若しくは同緩衝液を用いて10倍、100倍若しくは1000倍に希釈したものを試料液とする。

キシロース40 gを量り、pH6.5のリン酸ナトリウム緩衝液（

0.1mol/L) 50mLを加えて40℃で加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液(1mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1mol/L)を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20gを加えて40℃で加温して溶かす。冷後、塩酸試液(1mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1mol/L)を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。

試料液0.2mLを量り、40℃で2分間加温し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50μLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液50μLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.25mLを加えて混和し、室温で15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

[略]

0.1mol/L) 50mLを加えて40℃で加温して溶かす。冷後、この液に塩酸試液(1mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1mol/L)を加えてpH6.5に調整した後、スクロース20gを加えて40℃で加温して溶かす。冷後、塩酸試液(1mol/L)又は水酸化ナトリウム試液(1mol/L)を用いてpH6.5に調整し、水を加えて100mLとしたものを基質溶液とする。なお、不溶物が認められる場合には、ろ紙でろ過する。

試料液0.2mLを量り、40℃で2分間加温し、あらかじめ40℃で加温した基質溶液0.2mLを加えて混和し、40℃で10分間加温する。この液0.1mLをあらかじめ水浴中で約10分間加熱した水1.9mLに加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10～15分間放置し、検液とする。別に水1.9mLを量り、試料液0.05mLを加えて水浴中で10分間加熱した後、基質溶液を0.05mL加え、水浴中で20分間加熱し、室温まで冷却する。この液0.04mLを量り、D-グルコース・D-フルクトース測定用試液1.168mLを加えて混和し、室温で10～15分間放置し、比較液とする。検液及び比較液につき、波長340nmにおける吸光度を測定するとき、検液の吸光度は比較液の吸光度よりも大きい。

なお、吸光度を測定する検液及び比較液に濁りがある場合には、遠心分離を行い、上澄液について測定する。

[略]